

住宅管理事業

添付資料

みなさんのおうちは だいじょうぶですか？



近年発生した、阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災、熊本地震では、建築物の倒壊によって多くの被害がありました。

伊予市では、近い将来、その発生が予測されている東南海・南海地震に備え、災害に強いまちづくりの一環として、木造住宅の耐震診断を受ける方・耐震改修をする方に対し、その費用の一部を支援する制度を設けています。

皆さんの積極的なご利用をお待ちしています。

伊予市木造住宅耐震診断支援事業



● 対象となる木造住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された伊予市内の住宅。
- 地上2階以下の一戸建ての木造住宅(枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を受けた工法のもの是对象外)で、延べ面積が500㎡以下のもの。
- 専用住宅(共同住宅及び長屋住宅は対象外)であるもの。あるいは、併用住宅であっても住宅以外に利用している部分が延べ面積の2分の1未満であるもの。

● 支援を受けることができる方

- 上記の「対象となる木造住宅」を所有している方。

● 『耐震診断費用補助制度』について

- 制度の概要** 「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所に、申請者が依頼し耐震診断するものです。
- 補助金** 耐震診断にかかった費用(消費税抜き)のうち、**4万円**を限度に補助します。
- 受付戸数** 10戸(先着受付順)

● 『耐震診断技術者派遣制度』について New

- 制度の概要** 「愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱」で定める耐震診断技術者を、申請者の住宅に派遣し耐震診断するものです。
- 費用負担** 診断結果に対する評価料。**3千円**又は**9千円**+消費税
(評価する機関により違いがあります。)
- 受付戸数** 8戸(先着受付順)

伊予市民間建築物アスベスト含有調査補助事業

● 対象となる建築物

- 民間建築物で、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある住宅・建築物。

● 補助を受けることができる方

- 含有調査を行う住宅・建築物の所有者。

補助金について 含有調査にかかった費用で、1箇所当たり10万円以下。
ただし、1棟につき25万円を限度に補助します。

受付数について 10箇所(先着受付順)



伊予市木造住宅耐震改修支援事業

●対象となる木造住宅

- 耐震診断の支援の対象となる住宅。
- 耐震診断を実施し評価を受け、補強が必要と判断された住宅。
- 耐震改修設計を実施し評価を受け、改修後に「倒壊しない」あるいは「一応倒壊しない」と評価されているもの。
- 既存の住宅に、明らかな法令違反がないこと。

●支援を受けることができる方

- 上記の「対象となる木造住宅」を所有している方。
- 市税等を滞納していない方。(申請時には、完納証明書が必要です。)

●対象となる耐震改修工事

- 「伊予市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱」及び「愛媛県木造住宅耐震改修補助マニュアル」に基づき実施を行い、リフォーム瑕疵保険に加入された工事。
- 「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所により工事監理される工事。
- 伊予市内に事務所を置き、建設業法に規定する建築工事に関する許可を受け、リフォーム瑕疵保険に加入しており、「愛媛県木造住宅耐震改修事業者」の登録を受けている事業者により実施される工事。

●『耐震改修費用補助制度』について

補助金 耐震改修にかかった費用(消費税抜き)のうち、**114万円**を限度に補助します。

受付戸数 7戸(先着受付順)

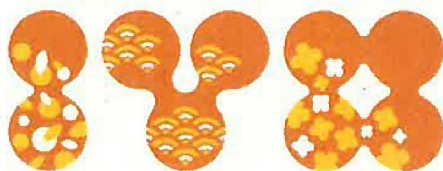
●『代理受領制度』が利用できます **New**

- この制度は、申請者が、耐震改修にかかった費用から補助金額を差し引いた額を業者に支払い、補助金は、市が業者に直接支払う、というものです。
- これまでのように、申請者が費用の全額をいったん業者に支払う必要がなくなるため、申請者の負担が軽減されることとなります。

受付期間は **平成29年1月31日(火)まで** です。



ますます、いよし。



伊予^{四国}予^{えひめ}市

問い合わせ先

事前相談も行っておりますので、希望される方は
住宅の建築年度や構造がわかる資料
(確認通知書の写し、建築物の登記事項証明書等)を
持参してください。

その他、詳しく知りたい方はご遠慮なく、お気軽にお問い合わせください。

〒799-3193 伊予市米湊820番地

伊予市 産業建設部 都市住宅課

☎089-982-1111(内線596)

木造住宅耐震診断事業・耐震改修事業の実績

平成29年4月1日 作成

【事業実績】

(単位：戸)

| 年度 事業 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 (繰越) | 28 (繰越) | 合計 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------------|------------|----|
| 耐震診断事業 | 8 | 2 | 4 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 5 | 1 | 5 | 5(1) | 0 | 35 |
| 耐震診断技術者派遣 | | | | | | | | | | | | | 19(5) | 19 |
| 耐震改修事業 | | | | | | | | 0 | 0 | 2 | 1 | 1(1) | 3(1) | 7 |

耐震診断事業

- ・ H16年度は、市単独事業にて実施した。
- ・ 耐震診断補助額；当初 2/3：2万円 から H23 定額：4万円 に増額した。

耐震改修事業

- ・ 耐震改修事業は、H23.9に要綱制定し、同年11月より受付開始した。
- ・ 耐震改修補助額；当初 2/3：82万円 から H26 定額：114万円 に増額した。
- ・ 補助金の代理受領制度を、H28.4より開始した。
- ・ 補助要件のうち、事業者の条件「伊予市内に事務所を置き」をH28.8より廃した。
- ・ 耐震改修設計、監理費の補助をH29.4より開始した。

耐震診断技術者派遣事業

- ・ 耐震診断技術者派遣は、H28.4より受付開始した。